

国家文化財の保存に関する法

12 aban 1309(1930年11月3日)⁽¹⁾

= 目次 =

- [第1条 国家文化財](#)
- [第2条 目録の作成](#)
- [第3条 目録への記載](#)
- [第4条 不動産所有者等の通知義務](#)
- [第5条 記載文化財の所有権又は用益権](#)
- [第6条 禁止行為](#)
- [第7条 動産文化財の目録](#)
- [第8条 動産内容証明書](#)
- [第9条 国家の先買権](#)
- [第10条 偶然の発見](#)
- [第11条 発掘調査権の国家による独占](#)
- [第12条 学術発掘と商業発掘](#)
- [第13条 私有地における発掘](#)
- [第14条 発見物の割当](#)
- [第15条 発見物の保存と処分](#)
- [第16条 罰金](#)
- [第17条 国家の許可](#)
- [第18条 国家文化財の輸出](#)
- [第19条 本法執行命令](#)
- [第20条 遡及効](#)

第1条【国家文化財】

イランで製作された動産及び不動産の全ての美術品及び創作物及び Zend 朝の終焉以前の時代に遡る全ての史跡は、本法の第2条に基づき国家文化財と看做され、国家の保護管理下に置かれる。

第2条【目録の作成】

国家は、現在認知され著しく明確に歴史的・学術的・芸術的性格を示すイランにおける全文化財の目録を作成する。今後発見される同様の文化財もすべて当該目録に加えられる。当該目録は印刷、発行される。

第3条【目録への記載】

国家文化財目録への文化財の記載は、教育省 (Ministry of Education) 令によって宣言される。但し、個人に帰属する文化財の記載は、事前に所有者に通知され、所有者が異議を申し立

てた場合には、その審理後に初めて最終決定とする。所有者は、最終的な記載後に初めて、本法によって定められた義務を負う。

第4条【不動産所有者等の通知義務】

本法の規定に基づき国家文化財とみなし得る不動産の所有者及び当該不動産の存在を知る全ての者は、本法の執行命令によって示される管轄当局が当該文化財を国家文化財とみなし、国家文化財として選定すべきか否かを決定できるようにする為、最寄りの適切な行政機関に通知する。

第5条【記載文化財の所有権又は用益権】

国家文化財目録に記載された文化財の所有権又は用益権を有する個人は、その所有権又は用益権を有する。但し、国家が当該文化財の保護の為に講じるべきであるとする措置に異議を申し立てることはできない。国家の行為が費用を伴う場合、その補償を所有者に要求することはできず、当該措置はその所有権になんら影響を及ぼさない。

第6条【禁止行為】

以下に掲げる行為は禁止される。その罪を犯した者は全て召喚され、50乃至1,000トーマンの罰金を科される。更に罪を犯した者は、以下の行為によって国家文化財に生じた損害の総額を請求される場合がある。

(a) 国家文化財を滅失又は破損する、塗料又は顔料を塗る、絵又は字を刻む。

(b) 国家文化財の近くでその耐久性を危険に曝しうるか、又はその外観を変え得る作業を行う。

(c) 国家の許可なしに国家文化財に記載されている建造物の構成要素又は材料を横領又は売買する。国家文化財に選定された個人の所有である建造物の修理及び修復は、国家の許可を得、国家の管理下でのみ行うことができ、これに違反すれば上記の制裁を科される。

第7条【動産文化財の目録】

国家文化財と看做され、個人に属する動産は本法第2条に従い、別の目録に記載されなければならない。

第8条【動産内容証明書】

1. 国家文化財目録に記載された全ての動産に関して、その出所及び発見状況を示し、一又は数枚の写真を添付した内容証明書二部が、作成されなければならない。

2. 二部の当該証明書のうち一部は国家文化財文書館に保存され、もう一部は当該文化財の所有者に無料で渡される。この一部は、その全ての譲渡の過程で当該文化財に付随する。国家文化財目録への文化財の記載の効果は、所有者が変更しても当該文化財に付随する。

第9条【国家の先買権】

国家文化財目録に記載された動産の所有者は、それを第三者に売ることを希望する場合には、管轄行政機関に書面で通知する。国家は、当該動産を国家所蔵品に含めることを希望する場合に、先買権を有する。但し、所有者からの通知の受領から十日以内に、先買権行使の意図を所有者に知らせない場合、所有者は、当該動産を別の買手に売ることができる。いかなる場合も、また譲渡がいかなる形式で行なわれたとしても、旧所有者は、譲渡後十日以内に、新所有者の氏名及び住所を国家に通知しなければならない。教育省又はその代表者に知らせずに、国家文化財目録に記載されている動産を売却した者は、当該動産の売価に等しい罰金を科される。更に国家は、買主に支払額を償還することにより、売却された動産を差し押さえることができる。更に買主は、売却された動産が国家文化財目録に記載されていたことを知っていた場合に、売主と同様に罰せられる。但し、自ら国家に通知した場合はこの限りではない。

第10条【偶然の発見】

自らの所有地においてであれ、本法の規定に基づき、国家文化財と看做され得る動産を偶然に発見した者は、可及的速やかに教育省又はその代表者の一名に通知しなければならない。管轄行政機関が、当該動産は国家文化財目録に記載する価値があると看做す場合、発見された動産の半分又は鑑定人によって決定されたその価額の半分は、発見者に帰属する。国家はその裁量で残りの半分の半分を保存するか又は発見者に無料で返還することができる。

第11条【発掘調査権の国家による独占】

文化財を発見する為に掘削し発掘調査を行う権利は、国家のみが有する。国家は当該権利を直接に行使するか、或いは特別許可により学術機関、企業又は個人にこれを譲渡することができる。特別許可は、発掘場所、その境界及び予定期間を示さなければならない。更に国家は、文化財を発見し、その性質及び品質を定義する目的で、遺跡又は遺跡の存在痕跡が確認されている全ての場所、又はそれを包蔵していると確信できる全ての場所で、調査を行う権利を有する。

第12条【学術発掘と商業発掘】

文化財の発見及び学術研究のみを目的とする発掘は、「学術発掘」と呼ばれる。文化財の商取引を目的とする発掘は、「商業発掘」と呼ばれる。学術発掘を行う為の許可は、学術機関のみに与えられる。国家文化財目録に記載されている建造物又は不動産での商業発掘は禁止される。

第13条【私有地における発掘】

個人に帰属する土地での発掘は、国家の許可及び所有者の同意を得て初めて着手することができる。国家文化財目録に記載された区域、或いは国家が調査後、当該目録に記載又は記載中である区域の所有者は、同意を拒否することはできない。但し、当該所有者は発

掘の為に取り上げられた土地からの収入の半分に相当する金額、及び発掘の終了後にその土地を元の状態に戻す為に生じた損害額及び必要経費に基づいて計算された補償金を要求することができる。

第14条【発見物の割当】

学術発掘又は商業発掘時に、同じ区域で、同じ発掘作業中に発見された物は全て、国家自体が発掘を行った場合には国家に帰属する。発掘が第三者によって行われた場合には、国家は歴史的又は芸術的性格を示す発見物を十個まで選択、占有し、残りのうち半分を発見者に無料で渡し、もう半分を保持することができる。発見物が全部で十個を下回り国家が全部を占有する場合、発掘の経費は自らの費用で発掘を行った者に償還される。分割に関する上記の規定が当てはまらない建造物及び建造物構成要素については、国家がこれを全て占有することができる。

注：発掘作業とは一年を越えない作業期間を意味する。

第15条【発見物の保存と処分】

学術調査時に発見され国家に帰属する物は、国家所蔵品及び国立博物館に保存されなければならない。発見物は譲渡不能である。発見者に割り当てられた発見物は、発見者の占有である。商業発掘から得られ、国家に帰属する発見物に関して、国家は、博物館にとって重要な発見物を保存し、残りを然るべく処分する。国家による発見物の売買は入札によって行われる。

第16条【罰金】

- 1.第10条の規定に違反した者、自らに帰属する土地においてであっても国家の許可なしに、若しくは国家に知らせずに発掘した者、又は文化財を密輸品として輸出した者は、20乃至2,000トーマンの罰金を科される。更に発見物は、国家の為に没収される。
- 2.除土及び同様の作業が、文化財を発見する為に着手されるのではない場合、上記罰金を科されない。

第17条【国家の許可】

文化財の商取引を職業にすることを希望する者は、国家の許可を得なければならない。同様に、文化財の輸出にも国家の許可が必要である。国家文化財目録に記載された文化財が、国家の許可なしに輸出を試みられた場合、国家の為に没収される。国家は、本法第10条及び14条に基づき、発見者の持分を構成する文化財が、国家文化財目録に記載されていない場合には、その輸出の許可を拒否しない。当該文化財が当該目録に記載されている場合、その輸出は第18条の規定が適用される。

第18条【国家文化財の輸出】

国家は、国家文化財と看做される事物の輸出許可を拒否し、輸出許可申請時に当事者によって申告された価格でそれを買取る権利を有する。所有者が、示された価格で売ることを拒否する場合、輸出許可は与えられない。許可が与えられる場合に所有者は、国家によって指定される鑑定人によって決定された価額の5%に相当する輸出税を徴収される。所有者と鑑定人の間に意見の不一致がある場合、特別委員会によって裁定され、特別委員会の構成は本法の執行命令によって定められる。本条に定められる輸出税は、有効な関税率表によって品目に関して規定されている規定とは別個である。国家の同意を得て行われた学術的発掘から得られ、発見者の持分を構成する文化財の輸出は、いかなる場合も許可され、全ての租税公課を免除される。

第19条【本法執行命令】

文化財の商取引の営業条件と本法の規定全体の執行条件を定める執行命令は、閣議によって作成され承認される。

第20条【遡及効】

本法施行以前に許可され、本法の規定に従っていない発掘許可は、取り消される。

上記法律の本文は、両院(上院及び下院)により採択された。

- - - - -

脚注

(1) ユネスコにより作成された非公式英訳をもとに仮訳作成。また、12 aban 1309 とは、ヒジュラ暦を採用していることによる年号表記である。

註:各条文見出しは、当センターによる。